

## 供託金の支払を受ける手続について

被供託者である投資主様に対して各供託所より送付された供託通知書について、その対象となる供託金の支払を受ける手続は以下のとおりです。お手続きに関してご不明な点がございましたら、供託通知書に記載された各供託所にお問い合わせください。

**なお、供託通知書がお手元に届かない投資主の方は、4. お問い合わせ先（2）記載の清算事務受託者、又は投資主名簿等管理人までお問い合わせください。**

### 1 郵送による払渡手続

- (1) 原則として、後記3に記載の必要書面を供託先である各供託所の宛先に送付していただきます。  
\* なお、書面には、必ず、平日 9:00～17:00 の時間帯にご連絡できるお電話番号をご記入ください。
- (2) 供託金払渡請求書が供託所に到着後、供託所にて審査し、特に問題がなく払渡しができる場合には、概ね10日前後で指定された預金口座へ入金手続をとります。

### 2 窓口での払渡手続

- (1) 原則として、後記3に記載の必要書面を供託先である各供託所の窓口へ提出していただきます。  
なお、供託金払渡請求書の用紙は供託所にも備え付けてあり、また、法務省のホームページ等にも掲載されています。供託所の窓口で払渡請求書を作成される場合は、後記3の書面のほかに、供託通知書及び請求者の実印（後記（3）の場合は認印でも可）も必要となりますので、ご注意ください。
- (2) 供託金払渡請求書を供託所へ提出後、供託所にて審査し、特に問題がなく払渡しができる場合には、日本銀行小切手を交付いたします。小切手交付までに要する時間は、特に問題がなければ、概ね50分程度ですが、個々の供託所によって異なりますし、当日の繁忙状況等により時間がかかる場合もありますので、あらかじめご承知願います。  
日本銀行小切手をすぐに現金化したい場合には、各供託所がお取引をしている日本銀行の本店・支店又は代理店に当該小切手を提出する必要がありますが、銀行の窓口は午後3時に閉店しますので、当日中に小切手の現金化を希望される方は、できるだけ午前中に供託所へ供託金払渡請求書を提出されるようお願いいたします。各供託所がお取引をしている日本銀行の支店・代理店については、各供託所にお問い合わせください。  
なお、日本銀行小切手の交付を受けず、請求者の預貯金口座に振り込むよう請求することもできます。
- (3) 請求者が個人で、窓口へ請求者ご本人が来庁され請求される場合、請求者名の有効期限内の運転免許証やマイナンバーカード又は在留カード等（すべて写真付のものに限ります。）を提示していただき、供託官において請求者ご本人であることが確認できるときには、そのコピーをとらせていただき、後記3（1）②の印鑑証明書の添付を省略することができます。ただし、これらの証明書に記載された請求者の住所・氏名が供託通知書の被供託者の欄に記載された住所・氏名と一致している必要があります。  
この場合、請求書に押印する印は認印でもかまいませんが、シャチハタは、使用できませんのでご注意ください。

### 3 供託金払渡請求に必要な書面

#### (1) 請求者が個人の場合

##### ① 供託金払渡請求書

別紙記載例（請求者が個人の場合）を参考にペン又はボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペンシルは使用できませんのでご注意ください。

前期2（3）で印鑑証明書の添付を省略できるケースに該当する方以外の方は、実印をご押印ください。

供託金払渡請求書の用紙は供託所にも備え付けてあり、また、法務省のホームページ等にも掲載されています。

郵送で請求される場合には、必ず、請求書右側の「預貯金振込」の欄及びご連絡先を記入願います。

振込先の口座は、請求者ご本人名義の口座であることが必要です。振込先が請求者名の口座でない場合、振込みができません。また、振込先金融機関はゆうちょ銀行（13桁の記号番号が必要）、信用組合、信用金庫、農業協同組合等でも結構ですが、いわゆるネット銀行（セブン銀行、ジャパンネット銀行など）はご利用いただけない場合がありますので、ご注意ください。

##### ② 請求者の印鑑登録証明書

（市区町村発行のもので、証明日付が払渡請求日から3ヶ月以内のもの）

##### ③ 印鑑登録証明書に記載された請求者の住所・氏名が供託通知書の被供託者の欄に記載された住所・氏名と異なる場合

このような場合には、両方に記載された者が同一であることを証する書面が必要になります。

例えば、住所を移転している場合には、その変更の経過が記載されている住民票又は戸籍の附票の証明書が必要になります。

詳しいことは、各供託所にお尋ねください。

#### (2) 請求者が会社・法人の場合

##### ① 供託金払渡請求書

別紙記載例（請求者が会社の場合）を参考にペン又はボールペンでご記入ください。

供託金払渡請求書の用紙は供託所にも備え付けてあり、また、法務省のホームページ等にも掲載されています。

郵送で請求される場合には、必ず、請求書右側の「預貯金振込」の欄及びご連絡先を記入願います。

振込先の口座は、請求者ご本人名義の口座であることが必要です。振込先が請求者名の口座でない場合、振込みができません。また、振込先金融機関はゆうちょ銀行（13桁の記号番号が必要）、信用組合、信用金庫、農業協同組合等でも結構ですが、いわゆるネット銀行（セブン銀行、ジャパンネット銀行など）はご利用いただけない場合がありますので、ご注意ください。

##### ② 請求者の印鑑証明書

（法務局発行のもので、証明日付が払渡請求日から3ヶ月以内のもの）

##### ③ 請求者の資格証明書

（法務局発行のもので、払渡請求日から3ヶ月以内のもの）

この書面は供託官が確認すれば足りるので、郵送請求の場合に返送を希望される方は、返送用の封筒（宛先を記入し切手を貼ったもの）をご同封ください。

##### ④ 請求者の印鑑証明書上の本店・商号（又は主たる事務所所在地・名称）が供託通知書の被供託者の欄に記載された本店・商号（又は主たる事務所所在地・名称）と異なる場合

印鑑登録証明書と供託通知書の被供託者の欄に記載された本店・商号（又は主たる事務所所在地・名

称) が異なる場合には、同一の会社又は法人であることを証する書面が必要になります。

例えば、本店を移転している場合には、その変更の経過が記載されている登記事項証明書等が必要になります。

詳しいことは、各供託所にお尋ねください。

## 4 お問い合わせ先

### (1) 供託金の支払いを受ける手続に関するお問い合わせ先

投資主様に送付された供託通知書に記載された供託所がお問い合わせ先となります。

なお、供託通知書がお手元に届かない投資主の方は、(2)記載の清算事務受託者、又は投資主名簿等管理人までお問い合わせください。

### (2) 供託金の支払いを受ける手続以外に関するお問い合わせ先

供託金の支払いを受ける手続以外に関するお問い合わせ窓口は、ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人の清算事務受託者であるSBIアセットマネジメント株式会社となります。また、投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行(平成30年5月31日まで)でも受け付けておりますので、下記のお問合せ先のいずれかにご連絡ください。

#### 【供託のお手続き以外に関する一般的なご質問のお問合せ先】

##### ◆ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

清算事務受託者 SBIアセットマネジメント株式会社

お問合せ先 03-6229-0170 (\*平成30年5月31日以降も通話可能)

受付時間 午前9:00~午後5:00(土・日・祝日等休業日を除く)

##### ◆ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

投資主名簿等管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ先 0120-232-711 (\*お問合せは平成30年5月31日まで)

受付時間 午前9:00~午後5:00(土・日・祝日等銀行休業日を除く)

以 上